

二 特 集 二

英国の特別学校における学校評価の取組

－英国のOfstedにおける取組を中心に－

小 澤 至 賢 ・ 大 内 進

(教育支援部)

要旨：学校評価の制度をいち早く構築した英国には、今後の日本の特別支援学校における学校評価の在り方について参考となる知見が多く見られる。例えば、英国の学校評価は、評価基準を明確化し、データの信頼性を高める工夫がされている。また、学校評価から得られた結果を学校マネジメントに活用していく制度となっている。英国の特別学校（Special School）の学校評価の仕組みも同様である。また、英国では、政府から独立した機関である英国教育水準局（Ofsted）が第三者評価を行うことで、評価の独立性が担保される構造となっている。英国では、このような機関を持ちながらも、学校の自発的な変化を促す観点から、自己評価を重視した学校評価が推奨され、自発的な学校改善を推奨するための取組が始まっている。そこで、本稿では、今後の日本の特別支援学校における学校評価の在り方について検討する際の参考するため、英国における学校評価の仕組みと英国の特別学校（Special School）の学校評価の特徴について概観し、学校評価の結果を活用する際に重視される要素についてまとめ、考察した。

見出し語：英国、Ofsted、学校評価、特別学校

I. はじめに

日本における学校評価は、各学校において、学校の改善を図るために活用されている。特別支援学校における学校評価の取組も同様であるが、まだ緒についたばかりである。特別支援学校が学校評価をより効果的に活用するための知見はまだ十分とはいえない。こうした状況から海外の先行的な取組をしっかりと把握しておくことは意味のあることだと思われる。

そこで、日本の学校評価の制度を構築する際に参考とした経緯があること、特別学校における学校評価に先進的に取り組んでいることから、英国の特別学校の学校評価について、その状況を整理し、日本の学校評価の取組と比較検討を行うことにした。これらのことについて、以下のような内容で整理をす

る。

「Ⅱ. 英国における学校評価の取組」では、英国における学校評価の取り組みの中核となる英国教育水準局（Office for Standards in Education, 以下「Ofsted」という）の概要についてまとめ、Ofstedが実施する学校評価の評価基準、併せて特別支援教育にかかる評価について整理する。

「Ⅲ. 英国の各学校における自己評価」では、英国の各学校における自己評価の評価基準について紹介する。

「Ⅳ. 英国の特別学校における学校評価の先進的な取組」では、Ofstedがまとめた英国のすぐれた特別学校の取組について紹介する。

「Ⅴ. まとめと考察」では、各項目の内容をとりまとめた上で、英国の特別学校における、学校評価の取組と学校改善への活用という観点から、日本においても参考とすべき点について整理し考察する。

II. 英国における学校評価の取組

1. Ofstedの学校監査の概要

(1) Ofstedの概要

英国における学校評価の取組は、Ofstedがその中核となることから、その概要を紹介する。

Ofstedは、教育（学校）法改正（the Education (School) Act 1992）により1992年に設立され、現在は2005年の教育法（the Education Act 2005）に設立根拠がある。教育技能省（Department for Education and Skills）から独立した政府機関（non-ministerial government department）であり、①教育機関の監査（学校監査及び地方教育部局監査）、②教育技能大臣への助言の2つを大きな役割としている。学校監査は、Ofstedから派遣された監査員（inspector）によるチームによって行われる。Ofstedは、2003年から学校監査の見直しに着手した（文部科学省、2010）。

2004年の「学校監査の今後」（The Future of Inspection）では、監査のスリム化と効率化が大きなテーマとなり、この中で、学校の自己評価を重視する方向が打ち出されている。（Ofsted, 2004）

これを受けて、「学校との新たな連携」（A New Relationship with Schools）では、教育技能省と教育水準局は、訪問監査の期間の短縮、機関及び通告機関の短縮、監査チームの規模削減、自己評価の重視などを含む、今後の学校監査の在り方を示した（Ofsted, 2004）。

2005年9月より、学校の自己評価結果を重視した学校監査の見直しが行われた。その他の改善点として、訪問監査期間の短縮（1週間から2日程度）、監査周期を6年から3年に短縮するなどの見直しも同時に行われている（文部科学省、2010）。

(2) 英国の学校評価導入の背景とその特質

木岡、窪田（2004）は、英国の学校評価を導入する背景とその特徴には次のような点があることを指摘している。

第1点目として、公教育の水準に対する信頼性の回復を目指している。英国では、1970年代から80年

代を通じての学校批判によって、学校で何ほどの程度教えられるのかについて、国民的な関心が高まり、その情報を収集し公開するという機能が、全国一律の学校評価制度に期待された。

第2点目として公教育機関に対するアカウンタビリティの要請という背景の中で、学校評価が本格化しているということを指摘している、公費の有効活用・教育成果の公開への要請がそれに当たる。

第3点目としては、1980年代後半以降に顕著となった教育行政へのニュー・パブリック・マネジメント（New Public Management, 以下NPMという）の導入が、学校評価においても明確に意図されているということを挙げている。1980年代以降は、教育行政における政策立案を担う現在の教育技能省と、執行を担当する諸機関とが明確に分離されている。

英国の学校評価の第3点目の特徴としてあげられたNPMの影響は、英国の学校評価の評価項目や評価結果の活用の色濃く表われている。

NPM理論の核心は、民間企業の経営理念、手法を可能な限り行政現場に導入することを通じて行政部門の効率化・活性化を図ることにある。具体的には、経営資源の使用に関する裁量を広げるかわりに、業績及び成果による統制を行うことである（大住1999）。

各学校が、業績及び成果による統制を行うためには、学校で生じている状況を丁寧に評価する必要がある。この評価によって、業績及び成果による統制を行うことになるため、経年の変化や他の組織との比較ができるよう、評価の基準が明確である必要がある。英国の学校評価では、「The evaluation schedule for schools」（Ofsted, 2009）によって、学校評価の評価項目が示されており、この評価項目にそって評価することで、業績及び成果による統制を行う仕組みとなっている。そして、この仕組みは、英国のすべての学校が同じ評価項目で学校評価を実施する形になっている。

Ofsted（2004）は、「学校監査の今後」において、学校の自律性を育む効果を期待し、学校による自己評価に基づき、自己評価の妥当性を確かめることに主軸を置くように大きく方針変更している（Ofsted, 2004）。

2. 監査員による学校評価の基準

(1) 監査員による学校評価

英国の学校評価は、各学校における指導内容の習得状況等の情報を収集し、公開することを特徴としている。Ofstedは、その機能を果たすべく、「The evaluation schedule for schools」を発行し、2009年9月から実施される監査の監査員による学校評価における評価基準を明らかにしている。これは、2005年に制定された英国の教育法第5条に基づいたものである。

「The evaluation schedule for schools」では、学校評価を行う上での評価基準について詳しく解説している。英国の学校評価では、この評価基準をもとに、監査員のチームが学校評価を行うため、監査員によって評価の結果が大きく変わらないように工夫されている。

監査員は、「The evaluation schedule for schools」の項目ごとに、グレード1：優 (outstanding)、グレード2：良 (good)、グレード3：可 (satisfactory)、グレード4：不可 (inadequate) の4段階の等級づけを行うことになっている。

(2) 監査員が監査する際の具体的な評価項目

評価する項目には、一時的な評価として、6項目の大きな項立てがあり、更に細かな評価項目を設定している。

幼児児童生徒の成長に関する成果を尋ねる項には、幼児児童生徒の学習到達度や幼児児童生徒の意欲、安心感、態度、健康的なライフスタイル、学校や地域社会への貢献、将来の生活に必要なスキル、精神、道徳、社会、文化的な発達などに関するものである。また、手だての有効性を尋ねる項では、指導の質、教育課程が生徒のニーズ等を満たしているか、ケア等の有効性を評価しようとしている。リーダーシップとマネジメントに有効性を尋ねる項では、熱意や向上を促す中でのリーダーシップとマネジメント、学校理事会、保護者等への対応、学習と福祉を促進させるパートナーシップ、平等の促進と差別への取組、安全、地域社会との連携などを評価することになっている。

なお、これらの他に、基礎ステージ (Foundation

Stage :FS, 義務教育前の3歳～5歳児を対象としている)、シックス・フォーム (sixth form, 16, 17歳の生徒に相当する12, 13学年を対象としている)、寄宿舎の有効性を尋ねる項がある。

加えて、「個人及び生徒全体の結果に関する評価」を踏まえた全体的な評価と、「学校改善の持続に関する評価」を行い、学校が継続的に改善する上でのリーダーシップ及び学校運営の有効性に関する評価を行う。

以上の各項の評価を行った後、様々な要素の評価とあわせて総括的な評価を行うしくみになっている。監査員は、これらの評価をした上で、対象となった学校に対して特別な措置をする必要があるか、又は改善の通告をすべきかを判断し、報告書にまとめ、報告する。

(3) 英国の特別教育に特有の評価項目

「The evaluation schedule for schools」は、特別学校も含めて、英国のあらゆる種類の学校が対象となっている。

生徒の成長に関する成果を尋ねる項目では、特別な教育的ニーズや障害のある幼児児童生徒の学習の質と進捗状況を考慮することが明示されている。

特別学校等の幼児児童生徒の学習の到達の状況の評価については、「The evaluation schedule for schools」の補足事項において、通常の学校と同様に評価することを前提とした上で、幼児児童生徒の認知的な能力の制限のために学習の到達の状況は評価項目としない場合もあり得るが、学習の質と進捗状況の評価を丁寧にする等を規定している。これは、特に障害の重い幼児児童生徒の学習において、個々の変化を丁寧に把握し、指導のねらいを導き出すことを想定しているためである。

Ⅲ. 英国の各学校における自己評価

1. 英国の各学校における自己評価について

(1) 各学校における自己評価の項立て

英国においては、自己評価の重要性が指摘され、Ofstedは、「自己評価のフォーム (SELF-EVALUATION FORM, 以下SEFという) を2011年1月に提示した。

英国の各学校における学校評価は、SEFに沿って自己評価を行うことが推奨されている。このSEFは、大きく以下の3つの評価区分（セクション：section）で構成されている。

セクションAは、監査員が使用する「The evaluation schedule for schools」に対応するサブセクションで構成されている。セクションBは、学校に関する統計情報などの事実情報を記録する形になっている。セクションCは、法定要求事項又は法定実施基準及び手引きの順守について記録する形になっている。

（2）各学校で行う自己評価の項目

セクションAは、監査員が使用する「The evaluation schedule for schools」に対応するサブセクションと同様の項目で構成されていることから、SEF記入の際には、「The evaluation schedule for schools」を手元に置くことが推奨されている。

セクションAは、監査員が評価する項目と同じであること、3年おきに両者のデータを比較することから、学校にとって都合のよい評価が継続されないようにする構造となっている。

ただし、SEFの目的は、学校の自己評価をとりまとめることにあるため、手引きに記載された事項の詳細な分析は要求されていない。

セクションBは、学校名や幼児児童生徒の年齢層、始業日や終業日などの学校の基本的な情報を記述するとともに、幼児児童生徒の民族的な背景や、英語の習得が中途段階の幼児児童生徒についての情報も記述する形になっている。

さらに、教職員に関する情報を記述する項目があり、教職員数の他に少数民族の支援をする教師数や、特別な教育的ニーズや障害のある幼児児童生徒を支援するための訓練を受けた支援員の数を記述する項目などがある。

セクションCは、法定要求事項又は法定実施基準及び手引きの順守について記録する形になっており、完全実施（適用されるすべての法定要求事項が、完全に実施されている）、一部実施（法定要求事項の大部分は実施されているが、完全実施に向けて措置を講じる必要がある）、未実施（学校に適用される法定

要求事項が実施されておらず、完全実施に向けて措置を講じる必要がある）の3つの段階で、それぞれの項目ごとにチェックをする形となっている。

評価項目は、教育課程、平等と多様性、特別な教育的ニーズ又は障害のある学習者、学習者のケア、保護者等への情報提供、リーダーシップとマネジメントに分けられている。

（3）各学校における特別教育にかかる自己評価

英国の学校のセクションBには、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒や障害のある幼児児童生徒が、どのくらいの学習の推移状況にあるかを記述する項目等がある。

また、英国の特別学校における基本的な学校評価の枠組は、通常の学校と同様である。

IV. 英国の特別学校における学校評価の先進的な取り組み

1. 先進事例報告書の活用に向けた仕組み

（1）英国の特別学校における学校評価について

学校評価の結果から次の手だてを講じ、学校改善に役立てるためには、手だてに関する何らかのヒントが必要となる。そこで、Ofstedは、学校評価の結果から抽出したいくつかの原則等のヒントを提供し、他の学校の変化を促すべく、2009年に特別学校における先進事例報告書「Twelve outstanding special schools - Excelling through inclusion」を発行した。これには、総括的な評価が「優」を長年維持している12校の特別学校の学校改善事例が紹介されている。

（2）先進事例報告書の利用

先進事例報告書は、総括的な評価が「優」を長年維持している特別学校12校を紹介し、「優」と評価されなかった学校が、自校の改善に役立てていくことを意図したものである。

各学校は、先進事例報告書にあげられた12校の学校運営の取り組みの違いを分析し、①幼児児童生徒のねらいが向上を促す期待に立ったものであるか、②指導の一貫性があるか、③幼児児童生徒の成長を

丁寧に記録し、時期にあった支援がされているか、④学校全体の指導の質の確保、⑤幼児児童生徒からの意見の反映、⑥幼児児童生徒を成長させようとする学校の志の高さやリーダーシップの在り方などを検討していくことを促している。そして、その結果を会議のテーマにするなど、次のアクションに結び付けることを期待している。

この先進事例報告書で取り上げられた特別学校では、明確な学校としての目的意識、教職員等の意識、リーダーシップの権限移譲、様々な教職員等による相乗効果、施設設備の充実などの原則が重視されていた。

これらの原則は、通常の学校に適用される原則とほとんど変わらないことが指摘されている。そして、「優」の小・中・高等学校と成功の秘訣は共通であり、英国におけるすべての学校が、その原則を手本とすることで、英国の青少年教育を変革できるとしている。

(3) 成果を上げる原則

先進事例報告書において、学校評価の結果を活用し成果を上げるためには、チームワーク、学習の個別化、インクルーシブ教育、きめ細かい評価の実施と幼児児童生徒への期待を持ち続けること、成果に結び付く実践をしていこうとする信念などが必要とされている。

これに沿った実践が行われることで、対象とする幼児児童生徒に最大限の恩恵をもたらすこと、親と家族に安心と励ましを与え、その願望を高めること、地域社会の理解と支援を得ること、職業の素養を生かし技能を高い水準へと開発することができ、子どもたちの期待を決して故意に裏切ることのない学校になるとしている。

先進事例報告書では、それぞれの特別学校が、先進事例報告書で取り上げられた特別学校から大いに学び、「幼児児童生徒の得られる恩恵を最大化すること」を志向すること、つまり特別学校における「顧客志向」を促している。

(4) 「優」が維持するために必要なこと

先進事例報告書において「優」を長年維持してい

る12校は、自らの強みと弱みを認識していること、学校の歴史や校風を踏まえていること、ミッション、ビジョンに対する取組を含んでいる点が共通していた。また、学習の重視、適切な教職員等を採用・養成することの重要性、信頼とチームワークの必要性も共通していた。

この12校では、生徒の学習面の評価とモニタリングを丁寧にを行い、その結果を戦略としてフィードバックし、よりよい指導実践に生きている。英国では、これをコア・プロセス (core process) と呼んでいる。

特別学校では、通常学校の教育課程も内包するような多様な教育課程が設定されていることが特徴である。先進事例報告書において特別学校は、児童生徒の多様なニーズに対応するため、関係機関（福祉関係等）との連携が積極的に行われていた。この点が日本と大きく異なる点となっている。

3. 先進事例校における学校評価の具体的な活用－学校評価の活用の3つのタイプ－

先進事例報告書では、各学校における取組の経緯と実践から導き出される要素をまとめている。

一つ目は、学校評価の結果が芳しくなかった学校が、「優」を取るに至った経過を明らかにするもので、二つ目は、現在「優」となっている学校が、その状況を維持していくための要素について具体例から明らかにするものであり、三つ目は「優」を取っている学校が周辺の他の学校にもその取組の要素を共有させていくための仕組みについて実践から提示している。以下にその概要について紹介する。

(1) 「優」を達成させるための要素

先進事例報告書では、学校評価の結果が芳しくなかった学校が「優」を取るに至った事例として、視覚障害のある生徒を主な対象とするリンデン・ロッジ・スクール (Linden Lodge School) 紹介している。

リンデン・ロッジ・スクールは、1997年の学校評価では、芳しくない状況であったが、その後の学校改革の結果、「優」を達成させるに至っている。

リンデン・ロッジ・スクールは学校改革において5つの手立てを講じた。

1つ目の手立ては「明確な目的」であり、校長のリーダーシップのもと学校の目的をすべての職員と生徒、保護者、関係者に浸透させることであった。

2つ目は「教職員等の態度と質」であり、意欲のある教職員等を採用し、知識と能力の向上によって教職員等の質の確保を促した。

3つめは「リーダーシップの分散」であった。校長の示す方向性に従って、校内のチームのリーダーが意欲的に取り組むような仕組みを構築した。

4つめは「様々な専門分野の教職員等による相乗効果」であった。生徒の目的が達成できるようにするために様々な専門分野の教職員等の関係性を再構築することを重要性した。

5つめは「施設・設備」の充実であった。

(2)「優」を維持していくための要素

この報告書では、「優」を維持していくための要素として、「高い期待感 (High expectations)」、「よく調整されたシステム (well-tuned systems)」、「チームとして働く質の高い教職員 (high-quality staff working as a team)」の三つの要素が必要であるとしている。

これらの基礎的な要素が反映されている学校事例として、カックミア・ハウス・スクール (Cuckmere House School)、リンデン・ロッジ・スクール (Linden Lodge School)、ジェイムズ・ブリンドリー・スクール (James Brindley School) の3校が取り上げられている。

カックミア・ハウス・スクールは、校長のリーダーシップのもと、持続可能性について頻繁に協議し、すべての教職員等が理解・使用できる仕組みの構築に尽力している。また、リーダーとなる教職員等は、自分自身で判断する意思決定の権限を委譲されている。この仕組みの中で、教職員等は学ぼうとする姿勢を維持している。

リンデン・ロッジ・スクールは、教職員一人一人が良いアイデアを持つよう奨励されており、学校の内部組織から自発的に変化していこうとする仕組みとなっている。

ジェイムズ・ブリンドリー・スクールは、絶えず新しい取組に挑戦することで、校内のよい状況を維

持しようとしている。

(3)「優」を他校にも共有していくための要素

システム・リーダーシップ (System Leadership) は、イングランドの学校制度では最近の取組である。これは、システム・リーダーシップのシステム・リーダーとなった校長が、自校だけでなく周辺の他校に対して指導するような役割を担うような仕組みである。先進事例報告書に示された12校のうち、ジェイムズ・ブリンドリー・スクール (James Brindley School) とアッシュ・フィールド・スクール (Ash Field School) の2校が、校長・児童サービス国立研修所 (National College for Leadership of Schools and Children's Services) によってシステム・リーダーシップ校に指定されている。

システム・リーダーシップ校は、「自らの経験、知識、実践を他校と共有する」、「教育課程と指導法の改善を促す」、「他の専門家のために研修を実施する」、「複合的なニーズに対応するために、さまざまな専門家の協力をコーディネートする」、「学校間の正式なパートナーシップ全体の改善を主導する」、「他校の改善に責任を持つ」等の役割を担っている。

V. 考察

英国の学校評価のシステムでは、第三者評価を政府から独立した機関が担当しており、評価の独立性は担保される構造となっている。英国における学校評価の仕組みは、業績及び成果による統制を行うNPMの考え方に大きな影響を受け、学校運営の改善のための情報収集とその情報から学校運営の改善につなげていくという志向が強く打ち出されている。

学校運営の改善につなげるために、評価基準を明確化し、データの信頼性を高める工夫がされているが、これは、業績及び成果をできるだけ正確に測ろうとするものである。そして、その結果は次の目標を設定する際の重要な情報にもなる。学校評価の結果をもとに、「目的志向」への転換や、「権限移譲」、「顧客主義」などの原則を重視しながらマネジメントを行うことで、学校改善につながっていく

ことを示したものであるといえる。

英国の基本的な学校評価の枠組みは、通常の学校と変わるものではない。しかし、特別学校においては、通常の学校と比較して教育課程の編成也多岐にわたっていること、関係機関や他職種間の連携が必要であること、幼児児童生徒の学習の進捗状況を明らかにするため丁寧な実態把握を一層重視することなどの違いがある。

一方で、学校の自発的な変化を促す観点から、自己評価を重視した学校評価が推奨されるようになってきたことに注目したい。日本のように第三者機関を持たない仕組みにあっては、英国の自己評価を充実させる取組に参考となるところが多い。例えば、生徒の学習面の評価とモニタリングを丁寧に行い、その結果をフィードバックし、よりよい指導実践に生かす過程を重視している点は大いに参考になる。各学校の自己評価には、生徒の学習面の評価と経過を丁寧に行った結果を自己評価に取りまとめる作業が課せられており、この結果をもとに学校運営の改善につなげる構造となっている。日本においても、このような自己評価が求められてもよいのではないかと考える。

各学校が学校運営の改善を行うための具体的な実践例から学ぶために、英国では、先進事例の学校評価の結果を学校運営の改善に生かしていく先進事例報告書を作成し、各特別学校の学校改善への取組を促そうとしている。先進事例報告書では、「優」を獲得できるような要素として、学校の目的を明確にし、教職員への浸透を図るような「目的志向」の実例を、また、「優」を維持していけるような要素として、学校の職員が自発的に学校改革を推し進めていくような「権限委譲」の実例を紹介している。これらの要素は、日本における学校運営の改善にも参考となる点である。

また、「優」を他校でも共有できるようにするため、先進校が、自校だけでなく周辺校に対して指導する役割を担うような取組も始まっており、今後の成果が期待されるところである。

VI. おわりに

英国は、政府の政策評価の流れと連動して、学校評価のデータをもとにしたマネジメントができるように制度設計を行うなど、評価のデータを根拠とした学校マネジメントへと大きく舵を切っている。

英国の学校評価は、第三者機関であるOfstedが、評価の客観性を担保できる点で、日本の学校評価と構造上大きく異なっている、評価のデータを正確に収集し、比較検討できる体制が整っているなど、学ぶべき点が多い。

また、その評価結果を学校マネジメントに活用する過程で、学校の目的を明確にし、教職員への浸透を図るような取組や学校の職員が自発的に学校改革を推し進めていくような取組は、自己評価を重視する我が国においても、検討していくことが望ましいと思われる。

日本の特別学校では、英国同様、通常の学校と比較して教育課程の編成也多岐にわたっていること、関係機関や他職種間の連携が必要であること、幼児児童生徒の成長を明らかにするために丁寧な実態把握が必要であること等の特徴があり、具体的な学校評価の活用事例の蓄積という点でも学ぶべきところがある。

日本の学校評価の取組を充実発展させていくため、制度上の差異はあるものの、英国のこれらの取組は大いに参考になるとと思われる。

引用文献

- 木岡一明 窪田眞二編著 (2004). 学校評価のしくみをどう創るか 先進5カ国に学ぶ自立性の育て方, 学陽書房.
- 窪田眞二 (2007). 評価システムを構築する上での不可避の論点, 日本教育経営学会紀要第49号
- 文部科学省 (2010). 諸外国の教育改革の動向 6 か国における21世紀の新たな潮流を読む, ぎょうせい.
- Ofsted (2004). The future of inspection. (アクセス日, 2010-09-09)
- <http://www.ofsted.gov.uk/resources/future-of-inspection-consultation-paper>
- Ofsted (2004). A new relationship with schools. (アク

- セス日, 2010-09-09)
<http://www.ofsted.gov.uk/resources/new-relationship-schools>
Ofsted (2009). Twelve outstanding special schools. (アクセス日, 2010-09-09)
<http://www.Ofsted.gov.uk/Ofsted-home/Twelve-outstanding-special-schools-Excelling-through-inclusion/> (language) /eng-GB
Ofsted (2011). The evaluation schedule for schools . (アクセス日, 2011-02-21)
- <http://www.Ofsted.gov.uk/Ofsted-home/Forms-and-guidance/Browse-all-by/Other/General/Evaluation-schedule-of-judgements-for-schools-inspected-under-section-five-of-the-Education-Act-2005-from-September-2009/> (language) /eng-GB
Ofsted (2011). SELF-EVALUATION FORM FOR SPECIAL SCHOOLS. (アクセス日, 2011-02-21)
<https://forms.Ofsted.gov.uk/>
大住莊四郎 (1999) ニュー・パブリック・マネジメント：理念・ビジョン・戦略 日本評論社

Efforts to Evaluate Special Schools in the United Kingdom: With a focus on initiatives launched by Ofsted

OZAWA Michimasa and OOUCHI Susumu

(The Department of Educational Support)

The UK was one of the first countries to establish a school evaluation system. There are many features of studies conducted in the UK which will help Japan evaluate special schools in the future.

For example, the UK clarified the school evaluation criteria and devised ways to enhance the data reliability. It also has a system for utilizing school evaluation results for school management. The same is true for the evaluation of special schools.

In the UK, the Office for Standards in Education, Children's Services and Skills (Ofsted), which is non-ministerial government department, conducts third-party evaluations to ensure

the independence of the evaluations. The UK promotes school evaluations with a focus on self-evaluation to promote voluntary transformation of schools and has launched initiatives designed to encourage voluntary improvement of schools.

This paper outlines the structure of school evaluation in the UK and the characteristics of evaluation in special schools in the country as a reference for discussing the future of evaluation of Special Needs Education Schools in Japan. It also summarizes and discusses elements emphasized in effective use of school evaluation results.

Key Words: Ofsted, School evaluation, Special schools

